

令和 3 年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

愛西市監査委員



4 愛西監第 7 6 号  
令和 4 年 8 月 2 日

愛西市長 日永貴章 様

愛西市監査委員 戸谷静治

愛西市監査委員 山岡幹雄

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審  
査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。



# 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和3年度決算に基づく実質赤字比率
- 2 令和3年度決算に基づく連結実質赤字比率
- 3 令和3年度決算に基づく実質公債費比率
- 4 令和3年度決算に基づく将来負担比率
- 5 令和3年度決算に基づく愛西市水道事業会計資金不足比率
- 6 令和3年度決算に基づく愛西市下水道事業会計資金不足比率

## 第2 審査の期間

令和4年6月29日から令和4年7月28日まで

## 第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和3年度の財政状況の数値として適正に表示しているか否かを検証するため、主務課から提出された資料と照合し、併せて関係職員からの説明を聴取するとともに審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されて、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況が適正に表示されていると認められた。

# 健全化判断比率審査意見

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

#### ア 基準

区 分	令和3年度	令和2年度
早期健全化基準	12.72%	12.76%
財政再生基準	20.00%	20.00%

#### イ 指標

区 分	令和3年度	令和2年度
実質赤字比率	— %	— %

#### ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

$$\text{実質赤字の額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

#### エ 意見

令和3年度の一般会計等実質収支額は、1,050,302千円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

#### ア 基準

区 分	令和3年度	令和2年度
早期健全化基準	17.72%	17.76%
財政再生基準	30.00%	30.00%

#### イ 指標

区 分	令和3年度	令和2年度
連結実質赤字比率	— %	— %

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

エ 意見

令和3年度の連結実質収支額は、3,035,285千円の黒字決算となり、比率は算定されないことを確認した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率  
(3か年平均)

ア 基準

区 分	令和3年度	令和2年度
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

イ 指標

区 分	令和3年度	令和2年度
実質公債費比率	4.2%	4.1%

ウ 指標の算出方法

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

エ 意見

令和3年度の実質公債費比率は、4.2%、早期健全化基準の25.0%を下回っていることを確認した。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

ア 基準

区 分	令和3年度	令和2年度
早期健全化基準	350.0%	350.0%

## イ 指 標

区 分	令和3年度	令和2年度
将来負担比率	— %	— %

## ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

## エ 意 見

令和3年度の将来負担比率の算定数値は、充当可能財源が将来負担額を上回ったことにより、マイナス表示となり、比率が算定されないことを確認した。

## 2 総合意見

本市の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触ることなく、健全な状況にあると認められた。



# 資金不足比率審査意見

## 1 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

### ア 基準

区 分	令和3年度	令和2年度
経営健全化基準	20.0%	20.0%

### イ 指標

区 分	会 計 名	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	水道事業会計	— %	— %
	下水道事業会計	— %	— %

### ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額 = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

### エ 意見

本市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は、前記のとおりであり、令和3年度のこれらの会計における資金不足額はなく、資金不足比率は発生しないので健全な状況にあると認められた。